

学校法人大妻学院公益通報規程

平成 28 年 5 月 31 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、学校法人大妻学院（以下「学院」という）における教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図ることをもって、学院のコンプライアンス強化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公益通報」とは、学院の教職員等が学院の業務に関して組織的又は個人的な不正行為が発生し又は生じようとしていることについて、第 4 条に定める通報窓口又は通報事案について権限を有する行政機関等に通報することをいう。但し、不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的で行った通報は、公益通報とはしない。

2 この規程において「不正行為」とは、法令又は学院の諸規定に違反する行為をいう。

3 この規程において「教職員等」とは、学院と雇用関係にある教職員、派遣労働者、委託労働者及び役員をいう。なお、役員以外は退職後 1 年以内の者を含む。

(責任体制)

第 3 条 理事長は、学院の公益通報制度を整備し継続的な評価・点検を行うことで、不正行為の防止に努めなければならない。

2 公益通報制度全般を統括する責任者（以下「統括責任者」という）として、常任理事の中から 1 名を理事長が指名する。

3 理事長は、公益通報制度の実務に関する責任者（以下「実務責任者」という）として、総務センター部長を充てる。

4 理事長、統括責任者、実務責任者は、この規程の定める公益通報制度を適切に運用する義務を負う。但し、自らが関係する事案について公益通報があった場合は、これに関与することができない。

(通報窓口)

第 4 条 教職員等からの通報及び公益通報に関する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という）を総務グループに設置し、通報窓口担当者を公益通報対応業務従事者に指定する。

2 学院は前項の他に外部に通報窓口を設置することができる。

3 通報窓口は、教職員等の他に、取引先の労働者及び学院の設置する学校の学生・生徒（その保証人も含む）も利用することができる。

(通報の方法)

第 5 条 教職員等は、学院内に不正行為を発見したときは、直ちに、所属長等に報告し、又は公益通報をしなければならない。

2 公益通報は、電話、電子メール、書面、面会その他適切な方法により行うものとする。

3 通報窓口は、原則として通報者の氏名及び身分等を確認する。但し、匿名であっても

通報を受け付けることができる。

- 4 通報窓口は、当該公益通報の内容についてより詳細な事実を確認する必要があると認められた場合は、通報者に対して、電話、面会による確認又は書類の提出を求めることができる。
- 5 通報者が匿名を希望する場合は、匿名性の高いメールアドレスを利用するなど、可能な範囲で連絡方法を確認する。

(調査実施の判断)

第6条 通報窓口は、前条の規定により公益通報を受けたときは、実務責任者を通じて、統括責任者に報告する。

- 2 統括責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、理事長及び実務責任者と協議を行い、調査実施の有無を決定する。
- 3 理事長は、調査実施が判断された場合には、統括責任者及び実務責任者と協議の上、通報事案に応じて複数人の調査委員を指命する。
- 4 実務責任者は、通報者に対して通報の受付及び調査実施の有無を通知する。但し、匿名の通報で通知を希望しない場合はこの限りでない。

(調査)

第7条 調査委員は、遅滞なく調査を開始しなければならない。

- 2 調査は、書類調査、実地調査、関係者からの聴取その他適切な方法により行う。
- 3 調査委員は、調査に際して必要があると認められた場合は、統括責任者の承諾を得た上で、学院外の専門家等に意見又は協力を求めることができる。
- 4 調査委員は、調査結果について、速やかに、実務責任者及び統括責任者を通じて、理事長に文書で報告するものとする。

(協力義務)

第8条 教職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査委員に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第10条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為を行った者又はこれに関与した者に対し、就業規則等に従って、処分を課すことができる。

(通報者等の保護)

第11条 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇、契約の解除、減給、降格その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 学院は、公益通報によって損害を受けたとしても、通報者等に対して損害賠償請求をすることはできない。
- 3 学院は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従って処分を課すことができる。

(個人情報保護)

第12条 学院及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容、調査で得られた事実及び通報者を特定させる情報を漏洩してはならない。

2 学院は正当な理由なく前項の規定に違反した者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(通知)

第13条 統括責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第14条 学院は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行った者に対し、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(専門家の関与)

第15条 理事長は、公益通報等の取扱いにおいて、必要に応じ学内及び学外の専門家に意見を求めることができる。

(関係法令の適用)

第16条 学院における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、総務グループが行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年5月31日から施行する。

附 則(令和4年5月24日 常任理事会)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。